

令和7年度川場村官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務名

令和7年度 川場村における官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築を行う業務
ー村民に恩恵をもたらす再エネの地場産業化プロジェクトー

2 実施の目的

本業務は、川場村が、地域に自立的・持続的に再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）を導入するとともに地域の課題を解決していくための事業スキームや運営体制構築を官民連携で推進するために、関係主体による特別目的会社（S P C）の設立に向けた基本方針を検討することを目的とする。

村が目指す地域再エネ事業を推進するS P Cの役割、事業性、事業実施により見込まれる効果（エネルギー収支、地域経済循環に及ぼす影響）等を整理し、検討を進めるものとする。

※ 地域再エネ事業：地域の主体が主導し、官民連携で、地域に裨益するような事業形態によって、地域に賦存する再エネの活用が継続的に促進され、地域が抱える多様な課題の解決にも同時に貢献する事業（環境省の令和7年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」の交付規程より）

3 業務の概要

(1) 目的

以下に掲げる業務を実施することとする。

なお、業務内容は必要と思われる事項を示したものであり、プロポーザルの実施において決定した受託者の企画提案内容により変更する場合がある。

(2) 業務内容

別に定める「「令和7年度 川場村における官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築を行う業務」仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

(3) 業務委託期間

契約締結の日から令和8年1月31日（金）まで（予定）

(4) 見積価格の上限額

25,900,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

5 参加資格条件

本プロポーザルに参加する事業者は、令和7年度・令和8年度の川場村の競争入札参加資格者名簿測量・建設コンサルタント等に登録を受けている者のうち、参加表明書提出時まで下記要件を満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- (2) 川場村の事務事業からの暴力団排除に関する要綱（平成24年7月1日訓令甲第3号）別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (3) 川場村建設工事請負業者等指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをした者にあつては、開始手続の決定後、川場村入札参加資格再認定を受けていること。
- (5) 過去5年間に類似業務の実績があること。

※類似業務については、国や地方自治体において、新エネ、再エネ等の導入・調査等の受託の実績があり、特に、メタン発酵及び木質バイオマスに関する再エネの知見と業績を有する場合に実績と認める。

6 実施要領等の入手方法、場所

令和7年7月18日（金）から令和7年7月29日（火）までの午前9時から午後5時まで、川場村「むらづくり振興課」で配布する。

7 参加申込

(1) 提出書類

- ①公募型プロポーザル参加申込書（様式第1号）
- ②類似業務実績調書（様式第2号）
- ③業務計画書（任意様式）
- ④業務実施体制（任意様式）
- ⑤会社概要（任意様式）

(2) 申込方法

電子メール、持参または郵送で提出すること。

なお、電子メールの件名は「委託業務参加申込（申請者名）」とすること。

(3) 提出期限

令和7年7月30日（水）午後5時【必着】

(4) 提出先

E-mail : tsunoda-y@vill.kawaba.gunma.jp

〒378-0101 群馬県利根郡川場村大字谷地3200番地

川場村むらづくり振興課森林環境係

電話：0278-52-2111 FAX：0278-52-2333

8 質問・回答

(1) 受付期限

令和7年7月24日（木）午後5時【必着】

(2) 質問方法

質問票（様式第3号）を必ず電子メールに添付の上で提出すること。

(3) 提出先

E-mail : tsunoda-y@vill.kawaba.gunma.jp

川場村むらづくり振興課森林環境係

(4) 回答方法

令和7年7月29日（火）午後5時までに電子メールで回答する。

なお、公平性・透明性を期すため、原則として村のホームページ上で内容を公開する。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

①企画提案書提出届（様式第4号）

②企画提案書

※様式は任意とするが、提出書類はA4サイズ縦置き、20ページ以内（表紙・目次、①、③を除く）両面印刷とする。文字サイズは、本文については10ポイント以上とし、ページ番号を付すこと。

※仕様書の業務内容に掲げる各事項全てについて、具体的な提案を行うこと。

③受託金額参考見積書（様式第6号）

※業務委託料の積算内訳を記載又は添付すること（様式任意）。

(2) 留意事項

①企画提案は1者1提案までとする。

②提出された書類は返却しない。

③企画提案書等に用いる文言は、専門知識を有しない者でも理解できるよう留意すること。

(3) 提出方法

持参または郵送による。ただし郵送の場合は配達証明があるものに限る。

(4) 提出部数及び要領

- ・ 9部（正本1部、副本8部）
- ・ A4左綴じとすること。
- ・ 表紙に、業務名と応募事業者名を記入のこと。

(5) 提案書受付期間

令和7年8月1日（金） 午後5時まで（必着）

(6) 提出先

〒378-0101 群馬県利根郡川場村大字谷地3200番地

川場村むらづくり振興課森林環境係

電話：0278-52-2111 FAX：0278-52-2333

E-mail：tsunoda-y@vill.kawaba.gunma.jp

10 選定方法

評価にあたっては、参加資格を有する者のうち、企画提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき、別紙1に定める審査基準に照らして総合的に判定する。

なお、応募者が3者を超える場合、事前に企画提案書の内容による書類審査を行い、プレゼンテーション実施者を選ぶ場合がある。また応募状況、書類審査の内容によってはプレゼンテーションを実施しない場合がある。

プレゼンテーション参加資格者に対しては、参加資格確認結果通知にて、プレゼンテーションの時間等について知らせるものとする。

(1) プレゼンテーション

①開催日時

令和7年8月8日（金） 午前10時から午後4時までの間（予定）

②開催場所

川場村役場（群馬県利根郡川場村大字谷地3200番地）

③出席者

4名以内とする。

④実施方法

- ・プレゼンテーション30分以内、質疑応答10分程度
- ・プレゼンテーションに必要な場合は、会場に用意するパソコン及びモニターの使用を可とする。ただし、データは事前に電子メールに添付して、下記問合せ先に送付すること。
(USBメモリ等の利用はセキュリティ上の都合により不可)。
- ・プレゼンテーションは提出した企画提案書の内容を基本とし、追加提案は認めない。

⑤その他

プレゼンテーションの実施時間及び会場の詳細等は、応募書類の提出期限後速やかに各応募者あて通知する。

(2) 審査

審査の方法は次のとおりとする。

- ①審査委員会委員（8名）が採点表を基に各審査項目について採点し、各委員の採点合計を合わせたものを得点とし、得点の合計が800点中400点以上かつ最高得点者を最適提案者として選定する。
- ②最適得点者が複数ある場合は、審査項目の企画内容の点数が最も高い者を選定し、点数が同じであった場合は、参考見積金額の低いものを選定する。
- ③参考見積価格も同じであるときは、くじにより最適提案者を選定する。

(3) 結果通知

結果をプロポーザル参加者全てに通知するとともに、ホームページで公表する。

(4) その他

- ①審査は非公開とする。
- ②審査結果に対する異議申し立ては、受け付けない。

11 スケジュール

令和7年7月18日（金）	公告・実施要領等の公表、提案者募集開始
7月24日（木）	質問票提出期限
7月30日（水）	参加申込書提出期限
8月1日（金）	企画提案書提出期限
8月8日（金）	プレゼンテーション・審査
8月13日（水）	審査結果通知
8月中旬	契約締結予定

12 留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ①企画提案書等の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
- ②提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合。
- ③会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められる場合。

- ④審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ⑤本要領に違反すると認められる場合。
- ⑥2以上の企画提案をした場合、又は他社の代理をした場合。
- ⑦その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合。
- ⑧①～⑦に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合等、委員会が失格であると認めた場合。

(2) 提出書類の変更

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

(3) 辞退

参加申込後に辞退する場合には、参加に関わる必要書類の提出期限までに辞退届（様式第7号）を提出すること。

(4) 費用負担

書類の作成、提出及びその説明に係る費用等は、参加者の負担とする。

(5) その他

- ①参加者は、企画提案書の提出をもって、要領等の記載内容に同意したものとする。
- ②提出された企画提案書等は、返却しない。
- ③提出書類の著作権は提案者に帰属するが、選考結果の公表等に必要な場合には、川場村は当該著作権を無償で使用することができる。
- ④提出された企画提案書等は、川場村情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となる。
- ⑤本業務の成果品の内容の全ては川場村に帰属するものとする。

13 契約に関する基本事項

審査において選定された最適提案者と別紙仕様書に基づいて協議を行い、随意契約の相手方として見積合わせを実施する。なお、協議が整わない場合または最適提案者が契約を辞退した場合は、選定結果において総合評価が次点の候補者と協議することとする。

14 問合せ先

〒378-0101 群馬県利根郡川場村大字谷地3200番地
川場村むらづくり振興課森林環境係
電話：0278-52-2111FAX：0278-52-2333
E-mail：tsunoda-y@vill.kawaba.gunma.jp

官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築業務委託

プロポーザル企画提案書 審査基準(配点表)

項目	視点	配点
1. 業務実績	本業務を遂行可能と判断できる十分な実績を有しているかなど	20
2. 提案内容	業務趣旨や本村の特性に対する理解度、専門知識や技術の保有度、合意形成の手法や持続性確保についての提案など	65
3. 執行体制	業務従事者の資質や体制、工程管理など	10
4. 見積内容	合理性など	5
	計	100